

特別養護老人ホーム 小川ひなた荘 入所料金表(自己負担1割)

2018. 4. 1改正

	要介護度	施設サービス費	加算 (全員)						介護保険適用計	食費	居住費	預り金管理費	介護保険適用外	30日あたりの利用料金
			1日あたりの単位数				1ヶ月あたりの単位数							
			日常生活継続支援加算	看護体制加算 I	精神科医療養指導加算	栄養マネジメント加算	口腔衛生管理体制加算	処遇改善加算 I						
多床室	1	557	36	4	5	14	30	1,536	20,046	1,590	840	1,000	73,900	93,946
	2	625	36	4	5	14	30	1,706	22,256	1,590	840	1,000	73,900	96,156
	3	695	36	4	5	14	30	1,880	24,530	1,590	840	1,000	73,900	98,430
	4	763	36	4	5	14	30	2,049	26,739	1,590	840	1,000	73,900	100,639
	5	829	36	4	5	14	30	2,214	28,884	1,590	840	1,000	73,900	102,784
個室	1	557	36	4	5	14	30	1,536	20,046	1,590	1,900	1,000	105,700	125,746
	2	625	36	4	5	14	30	1,706	22,256	1,590	1,900	1,000	105,700	127,956
	3	695	36	4	5	14	30	1,880	24,530	1,590	1,900	1,000	105,700	130,230
	4	763	36	4	5	14	30	2,049	26,739	1,590	1,900	1,000	105,700	132,439
	5	829	36	4	5	14	30	2,214	28,884	1,590	1,900	1,000	105,700	134,584

\*この他、該当者のみの加算（この加算がある場合、上記表の「処遇改善加算」の単位数が変わります）

★初期加算（1日あたり30単位）：入所後30日間

★看取り加算：終末期と医師が判断し、施設で看取りを実施した加算。死亡日当日（1280単位）前日・前々日（1日あたり680単位）4～30日（1日あたり144単位）

★療養食加算（1食あたり6単位）：医師の指示により療養食を必要とされる場合

★外泊時費用（1日あたり246単位）：利用中に外泊（入院等）した場合は1ヶ月に6日を限度に算定

★経口移行加算（1日あたり28単位）：現に経管により食事を摂取しているとき、経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合

★経口維持加算 I（1か月あたり400単位）経口による継続的な摂取を行うための計画を作成し、栄養管理を行った場合計画作成日から6か月を限度に算定

★低栄養リスク改善加算（1か月あたり300単位）：多職種が協働して低栄養状態を改善するための特別な栄養ケア計画を作成し、利用者および家族の同意を得た場合に算定

★再入所時栄養連携加算（1回あたり400単位）医療機関に入院し、施設入所とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に医療機関相談の上栄養ケア計画を作成した場合に算定

\*この他、医療費・理髪代・日常生活での消耗品や個人的な余暇活動費は別途実費がかかります。

特別養護老人ホーム 小川ひなた荘 入所料金表(自己負担2割)

2018. 4. 1改正

	要介護度	施設サービス費	加算 (全員)						介護保険適用計	食費	居住費	預り金管理費	介護保険適用外	30日あたりの利用料金
			1日あたりの単位数				1ヶ月あたりの単位数							
			日常生活継続支援加算	看護体制加算	精神科医療養指導加算	栄養マネジメント加算	口腔衛生管理体制加算	処遇改善加算Ⅱ						
多床室	1	557	36	6	5	14	30	1,541	40,223	1,590	840	1,000	73,900	114,123
	2	625	36	6	5	14	30	1,711	44,641	1,590	840	1,000	73,900	118,541
	3	695	36	6	5	14	30	1,885	49,190	1,590	840	1,000	73,900	123,090
	4	763	36	6	5	14	30	2,054	53,609	1,590	840	1,000	73,900	127,509
	5	829	36	6	5	14	30	2,219	57,897	1,590	840	1,000	73,900	131,797
個室	1	557	36	6	5	14	30	1,541	40,223	1,590	1,900	1,000	105,700	145,923
	2	625	36	6	5	14	30	1,711	44,641	1,590	1,900	1,000	105,700	150,341
	3	695	36	6	5	14	30	1,885	49,190	1,590	1,900	1,000	105,700	154,890
	4	763	36	6	5	14	30	2,054	53,609	1,590	1,900	1,000	105,700	159,309
	5	829	36	6	5	14	30	2,219	57,897	1,590	1,900	1,000	105,700	163,597

\*この他、該当者のみの加算（この加算がある場合、上記表の「処遇改善加算」の単位数が変わります）

★初期加算（1日あたり30単位）：入所後30日間

★看取り加算：終末期と医師が判断し、施設で看取りを実施した加算。死亡日当日（1280単位）前日・前々日（1日あたり680単位）4～30日（1日あたり144単位）

★療養食加算（1食あたり6単位）：医師の指示により療養食を必要とされる場合

★外泊時費用（1日あたり246単位）：利用中に外泊（入院等）した場合は1ヶ月に6日を限度に算定

★経口移行加算（1日あたり28単位）：現に経管により食事を摂取しているとき、経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合

★経口維持加算Ⅰ（1か月あたり400単位）経口による継続的な摂取を行うための計画を作成し、栄養管理を行った場合計画作成日から6か月を限度に算定

★低栄養リスク改善加算（1か月あたり300単位）：多職種が協働して低栄養状態を改善するための特別な栄養ケア計画を作成し、利用者および家族の同意を得た場合に算定

★再入所時栄養連携加算（1回あたり400単位）医療機関に入院し、施設入所とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に医療機関相談の上栄養ケア計画を作成した場合に算定

\*この他、医療費・理髪代・日常生活での消耗品や個人的な余暇活動費は別途実費がかかります。

特別養護老人ホーム 小川ひなた荘 入所料金表(自己負担3割)

2018.8.1改正

	要介護度	施設サービス費	加算(全員)						介護保険適用計	食費	居住費	預り金管理費	介護保険適用外	30日あたりの利用料金
			1日あたりの単位数				1ヶ月あたりの単位数							
			日常生活継続支援加算	看護体制加算	精神科医療養指導加算	栄養マネジメント加算	口腔衛生管理体制加算	処遇改善加算Ⅱ						
多床室	1	557	36	6	5	14	30	1,541	60,334	1,590	840	1,000	73,900	134,234
	2	625	36	6	5	14	30	1,711	66,962	1,590	840	1,000	73,900	140,862
	3	695	36	6	5	14	30	1,885	73,785	1,590	840	1,000	73,900	147,685
	4	763	36	6	5	14	30	2,054	80,413	1,590	840	1,000	73,900	154,313
	5	829	36	6	5	14	30	2,219	86,846	1,590	840	1,000	73,900	160,746
個室	1	557	36	6	5	14	30	1,541	60,334	1,590	1,900	1,000	105,700	166,034
	2	625	36	6	5	14	30	1,711	66,962	1,590	1,900	1,000	105,700	172,662
	3	695	36	6	5	14	30	1,885	73,785	1,590	1,900	1,000	105,700	179,485
	4	763	36	6	5	14	30	2,054	80,413	1,590	1,900	1,000	105,700	186,113
	5	829	36	6	5	14	30	2,219	86,846	1,590	1,900	1,000	105,700	192,546

\*この他、該当者のみの加算(この加算がある場合、上記表の「処遇改善加算」の単位数が変わります)

★初期加算(1日あたり30単位)：入所後30日間

★看取り加算：終末期と医師が判断し、施設で看取りを実施した加算。死亡日当日(1280単位)前日(1日あたり680単位)4～30日(1日あたり144単位)

★療養食加算(1食あたり6単位)：医師の指示により療養食を必要とされる場合

★外泊時費用(1日あたり246単位)：利用中に外泊(入院等)した場合は1ヶ月に6日を限度に算定

★経口移行加算(1日あたり28単位)：現に経管により食事を摂取しているとき、経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合

★経口維持加算Ⅰ(1か月あたり400単位)経口による継続的な摂取を行うための計画を作成し、栄養管理を行った場合計画作成日から6か月を限度に算定

★低栄養リスク改善加算(1か月あたり300単位)：多職種が協働して低栄養状態を改善するための特別な栄養ケア計画を作成し、利用者および家族の同意を得た場合に算定

★再入所時栄養連携加算(1回あたり400単位)医療機関に入院し、施設入所とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に医療機関相談の上栄養ケア計画を作成した場合に算定

\*この他、医療費・理髪代・日常生活での消耗品や個人的な余暇活動費は別途実費がかかります。